

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター無線ネットワーク利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、外来患者、入院患者及び患者家族等（以下「利用者」という。）の利用を目的に、独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下「病院」という。）が整備した公衆無線ネットワーク（以下「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所は外来棟（一部治療室、検査室を除く）、各病棟、暖だんとし、利用時間は、外来棟、暖だんについては7時30分～19時00分とし、病棟については6時00分～21時30分とする。

(利用条件)

第3条 利用者は、下記の条件のもと無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (2) 利用にあたり必要な接続端末は利用者が用意し、病院からの貸し出しは行わない。
- (3) 使用機器との接続は利用者が行い、病院は設定等についての問い合わせを一切受け付けない。
- (4) 無線ネットワークへ接続する通信端末のセキュリティ対策は、利用者が行う。
- (5) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。
- (6) 接続端末の利用において、既設電源の利用が認められていない場所における病院備え付けの電源コンセントを使用してはならない。

(禁止事項)

第4条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者もしくは病院の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは病院の財産またはプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者もしくは病院に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (4) そのほか病院が不適切と判断する行為。

(利用者資格の中断・取消)

第5条 病院は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用資格を中断または取り消すことができる。

- (1) 本規約第5条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 手段を問わず、無線ネットワークの運営を妨害した場合
- (3) その他、本規約に違反した場合

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの使用により、医療行為への影響があると病院が認めるとき
- (2) 無線ネットワークの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (3) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、無線ネットワークの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責等)

第7条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者の損害について、その責任を一切負わない。

2 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責任を一切負わない。

また、この場合において、病院に損害が生じた場合は、利用者に対し損害の賠償を請求することができる。

5 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

(利用規約の変更)

第8条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。

この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。